

令和6年12月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時：令和6年12月3日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ② 議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ③ 議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ④ 議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑤ 議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑥ 議案第6号 四万十町立小学校及び中学校設置条例の改正について
- ⑦ 議案第7号 四万十町シルバー大学事業実施要綱について
- ⑧ 議案第8号 令和6年度教育委員会関係予算案（12月補正）について

5 協議事項

6 報告事項

7 その他

- ① 12月定例議会一般質問について
- ② 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	浜田 章克、 今西 浩一、 長森 伸一、 真城 和也

議案第 1 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和6年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 保護者 ●● ●●
から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意見を求める。

令和6年12月3日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- 1 児童生徒名 ●● ●● ●学校 第●学年
- 2 保護者氏名 ●● ●●
- 3 現住民登録地 ●●●●●●●●●●●●●●
- 4 就学指定校 ●●●学校
- 5 就学希望校 ●●●学校
- 6 期 間 令和7年●月●日 ～ 令和●年●月●日
- 7 事 由

A large graphic consisting of a 10x10 grid of dots. The first three rows are completely filled with dots, while the remaining seven rows are empty.

就学指定校変更の承認基準 NO.● (●●●●●●)

参 考

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(令和4年四万十町教育長訓令第1号)

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

議案第 2 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和6年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 保護者 ●● ●●
から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の
意見を求める。

令和6年12月3日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- 1 児童生徒名 ●● ●● ●学校 第●学年
- 2 保護者氏名 ●● ●●
- 3 現住民登録地 ●●●●●●●●●●●●●●●●
- 4 就学指定校 ●●●学校
- 5 就学希望校 ●●●学校
- 6 期 間 令和7年●月●日 ～ 令和●年●月●日
- 7 事 由

.....
.....
.....

就学指定校変更の承認基準 NO.● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 3 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和6年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●●●●●●保護者 ●● ●●
から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意見を求める。

令和6年12月3日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- [illegible]

就学指定校変更の承認基準 NO.● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 4 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和6年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●● 保護者 ●● ●●
から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意見を求める。

令和6年12月3日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- ● ● ● ●学校 第●学年

● ● ● ●

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

● ● ●学校

● ● ●学校

令和7年●月●日 ~ 令和●年●月●日

就学指定校変更の承認基準 NO.● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 5 号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和6年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●保護者 ●● ●●
から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の
意見を求める。

令和6年12月3日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

- 1 児童生徒名 ●● ●● ●学校 第●学年
- 2 保護者氏名 ●● ●●
- 3 現住民登録地 ●●●●●●●●●●●●●●●●
- 4 就学指定校 ●●●学校
- 5 就学希望校 ●●●学校
- 6 期 間 令和7年●月●日 ~ 令和●年●月●日
- 7 事 由

A large graphic consisting of a 10x10 grid of dots. The first three rows are filled with dots, while the remaining seven rows are empty.

就学指定校変更の承認基準 NO.● (●●●●●●)

参 考

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第 6 号

四万十町立小学校及び中学校設置条例の改正について

四万十町立小学校及び中学校設置条例（平成 18 年四万十町条例第 166 号）の一部を改正する条例を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

四万十町立小学校及び中学校設置条例（平成 18 年四万十町条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「四万十町立十川小学校」を「四万十町立十和小学校」に改める。

別表第 2 中「四万十町立十川中学校」を「四万十町立十和中学校」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

参 考

【要旨】

「四万十町立十川小学校」は、令和7年4月1日に「四万十町立昭和小学校」と統合することとなっており、現在、準備を進めているところであり、統合後には、十和地域の小学校と中学校は各1校となります。

また、十和地域の区長会からは、それぞれ1校となった場合の校名について、以前から変更したいという要望をいただいていたので、統合に向けての準備と合わせて、保護者及び地域の方と協議を行ってきたところです。

これまでの協議により、統合に合わせて「十川小学校」を「十和小学校」に、「十川中学校」を「十和中学校」に変更することとなりましたので、本条例の一部を改正しようとするものです。

【改正内容】

本条例の別表第1及び別表第2に規定している校名を次のとおり変更します。

変更前	変更後
四万十町立十川小学校	四万十町立十和小学校
四万十町立十川中学校	四万十町立十和中学校

【施行期日】

令和7年4月1日

【新旧対照表】

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 四万十町立十和小学校	別表第1（第2条関係） 四万十町立十川小学校
別表第2（第3条関係） 四万十町立十和中学校	別表第2（第3条関係） 四万十町立十川中学校

議案第 7 号

四万十町シルバー大学事業実施要綱について

四万十町シルバー大学事業実施要綱を別紙のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

四万十町シルバー大学事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の社会参加及び生きがいを促進するため、四万十町シルバー大学事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、教育委員会とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 社会参加を促進する各種講座等の開催
- (2) 健康づくりを促進するスポーツ活動の実施
- (3) 相互の親睦及び交流を促進する活動の実施

(対象者)

第4条 事業の対象者は、四万十町に住所を有するおおむね60歳以上の者とする。

(参加の申込み等)

第5条 事業に参加しようとする者は、毎年度、別に定める申込書を教育委員会に提出するものとする。

2 事業への参加は、前条の申込書の受理をもって決定したものとする。

(運営委員会)

第6条 事業についての総合的な企画立案及び連絡調整のため、四万十町シルバー大学運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、事業の参加者から教育長が選任する10人以内の委員で組織する。
- 3 委員の任期は、選任された日の属する年度の末日までとする。
- 4 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

(委員の謝金及び費用弁償)

第7条 委員の謝金及び費用弁償は、四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年四万十町条例第35号）の規定を準用する。

(事務局)

第8条 事業の事務局は、生涯学習課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

参 考

【制定の理由】

四万十町シルバー大学事業については、高齢者の社会参加及び生きがいを促進するため、四万十町発足当時から継続してきた事業です。

これまでは、要綱等の定めがないまま実施してきましたが、今後も継続的に実施すべき事業であるため、目的、事業内容、対象者、実施体制などを規定する要綱を新たに定めようとするものです。

議案第 8 号

令和 6 年度教育委員会関係予算案（1 2 月補正）について

令和 6 年度教育委員会関係予算案（1 2 月補正）について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

